

農地法第3条第1項の規定による許可申請書提出要領

農地について、権利の設定又は異動をしようとする場合の手続について説明します。

この申請は、農業者が耕作する目的で農地を取得しようとする場合の申請です。農地以外の目的に使用するために権利を取得する場合は、これとは別の申請が必要ですのでご注意ください。

申請書を作成するにあたっては、この要領を参考とし、詳細について、必ず江別市農業委員会事務局に確認して下さい。

申請から許可まで

農地法第3条の許可は農業委員会会長が許可します。

江別市農業委員会事務局では、申請案件毎に必要な記載事項や添付書類が整っているかを点検し、農業委員会の定例総会（12月を除く毎月末開催）で審議します。定例総会で可決すればこの時点で許可となります。申請から可否の決定までは1ヶ月（30日）程の期間を必要とします。

申請書の受付等の日程



申請書の受付等の日程は、概ね次のとおりです。
但し、年末年始においては、若干異なる場合があります。

標準的な処理期間(一例)

概ね 1ヶ月	①	申請書受付締め切り	当月10日
	②	審査、議案作成	当月11日～17日
	③	農業委員会総会付議	当月30日
	③	許可書交付（申請が可とされた場合）	翌月10日

他の法律との調整

■ 国土利用計画法との調整

農地法3条の許可対象農地以外にも売買される土地がある場合は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、一定面積以上の土地の取引をしたときは、この法律により知事等に届け出なければならない場合があります。

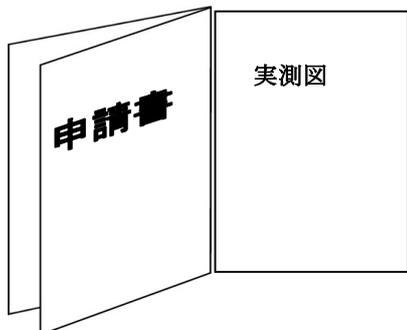
注：詳細については、江別市企画政策部都市計画課計画係（TEL 381-1038）にて確認して下さい。

申請書の編纂方法

提出部数は、最終頁の提出書類一覧表で確認して下さい。

※ 共有地で申請者が複数になる場合は、「申請者」を「申請者全員」と読み替えて下さい。
次の場合は、別紙を作成し、申請書に綴じ込んで下さい。

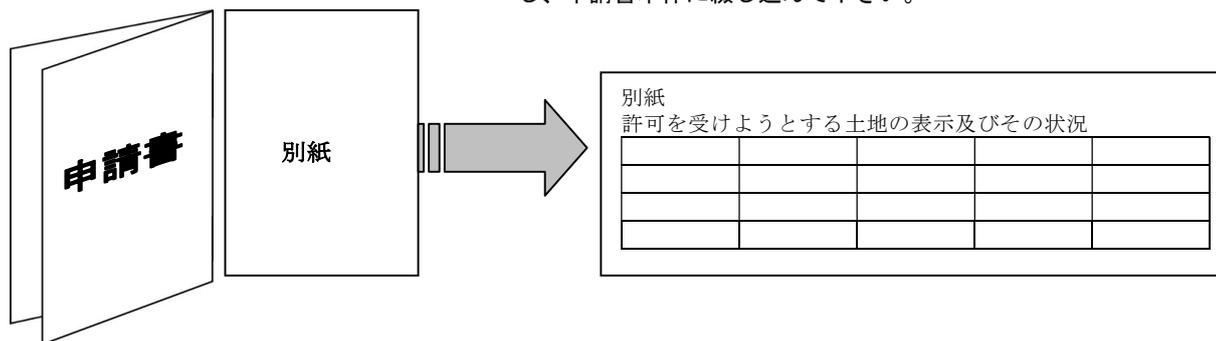
■一筆の一部を権利移動しようとするとき。



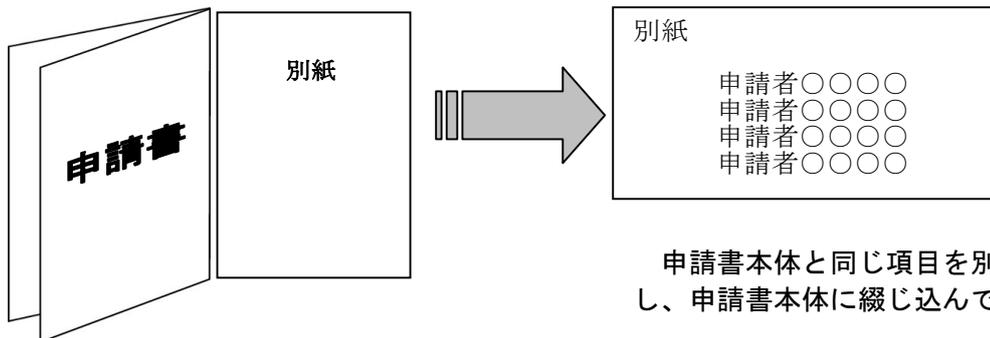
- ・ 別に実測図を作成し、申請書本体に綴じ込んで下さい。

■「許可を受けようとする土地の表示及びその状況」欄に申請地が多数ある為に書き切れないとき。

- ・ 別紙に「許可を受けようとする土地の表示」と同じ内容を作成し、申請書本体に綴じ込んで下さい。



■申請者が複数人いて、申請書の「申請者欄」に書き切れない時



申請書本体と同じ項目を別紙に作成し、申請書本体に綴じ込んで下さい。

本人確認について

申請時は下記の本人確認を実施いたします。

申請者（両申請者）又は代理人の本人確認書類の写し※以下参照

【本人の顔写真が貼付された官公署発行の免許証、許可証もしくは資格証明書】

個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）、運転経歴証明書、住民基本台帳カード（写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳など。

【上記書類をお持ちでない方は以下の書類を2点以上の写し】

健康保険被保険者証、各種医療費受給者証、生活保護受給者証、各種年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（写真なし）、学生証（写真付き）、社員証（写真付き）など。

申請者が自ら許可申請書を江別市農業委員会に持参する時以外は、委任状を提出して下さい。（申請者の片方が持参する時は、もう片方の申請者の委任。第三者が持参する時は、両申請者の委任が必要になります。）

申請事務の委任について

委任状の形式は、特に決めていませんので、次の記載例を参考にして作成して下さい。

委任状記載例

電話連絡が主となるので、必ず電話番号を記載して下さい。

委 任 状	
代理人の住所	江別市野幌〇〇番地
氏名	（株）▼〇測量 担当者 大麻 三郎
電話	384-xxxx
私は、上記の者を代理人に選任し、農地法第3条の規定による許可申請書の提出及び許可書又は受理通知書を受領することの権限を委任します。	
（あて先）江別市農業委員会会長	
令和 年 月 日	
委任者 住所	江別市美原〇〇番地
氏名	江別 太郎
住所	江別市東野幌〇〇番地
氏名	野幌 一郎

農地法3条許可申請書の提出書類等一覧表

◎ = 必要な書類
 △ = 事案に応じて必要な書類
 個人 = 申請者が個人のと
 法人 = 申請者が法人のと

番号	図 書 名	提出の要否		提出部数	摘 要
		個人	法人	原本	
1	農地法第3条の許可申請書	◎	◎	1	解除条件付き貸借による農地の借入の場合に提出してください。
	別紙1 農地法その他農業に関する法令の遵守の状況等	◎	◎		
	別紙2 農地所有適格法人としての事業等の状況	×	◎		
	別紙3 使用貸借又は賃貸借に係る追加記載事項	△	△		
2	土地登記簿 全部事項証明書	◎	◎	1	
3	法人登記簿 全部事項証明書	×	◎	1	
4	定款、寄付行為又は規約	×	◎	1	
5	組員名簿又は株主名簿の写し	×	◎	1	
6	他法令の許可・認可議決等を証する書面又は写し	△	△	1	例) 採石法の登録等
7	位置図(縮尺5万分の1程度)	◎	◎	1	申請箇所を明示してください。
8	地番図	◎	◎	1	公図等
9	一筆の土地の一部について権利移転(設定)しようとするとき、その土地を特定する実測図(縮尺300分の1~2000分の1程度)	△	△	1	内地番の場合 申請書と同じ部数作成し、申請書に綴じ込みしてください
10	抵当権、仮登記等が設定されている場合 権利者の抹消同意書、転用同意書	△	△	1	該当がある場合、提出してください。
11	申請地が土地改良区地域内の場合 土地改良区の同意書	△	△	1	
12	取水、排水について水利権者からの同意を必要とする場合 関係者の同意書	△	△	1	
13	粉じん、汚水、騒音、日陰等が出る施設等の場合 防除計画及び周辺の者の同意書	△	△	1	
14	証明書等 営農証明	△	△	1	江別市以外で農業を営んでいる場合、提出してください。
15	住民票(戸籍の附票等)	△	△	1	現住所が異なる場合。 新規就農の場合。
16	営農計画書、事業内容の説明書	△	△	1	新規に就農する場合、提出してください。
17	農地売買契約書(写し)、農地賃貸借契約書(写し)又は農地使用貸借契約書(覚書等)の写し及び事業内容の説明書	◎	◎	1	解除条件付き貸借による農地の借入の場合には、その旨を明記した契約書の写しを提出してください。
18	法人損益計算書、貸借対照表及び収支計算書	△	△	1	
19	委任状	△	△	1	申請書の持参者が申請者と異なる場合に提出してください
20	その他の書類等	△	△	1	申請目的実現の確実性を確保するために、事案に応じて提出していただく場合があります。

江別市農業委員会事務局

〒067-8674 江別市高砂町6番地

Tel:011-381-1054 Fax:011-381-1072